

2020年
4月14日号

ベトナムの競争法の指針となる新規制

執筆者: 廣澤 太郎、Nguyen Thi Thanh Huong、長岡 隼平

2020年3月24日、ベトナム政府は、競争法の実施に関する詳細を定める政令第35/2020/ND-CP号(以下「政令35号」という。)を公表しました。政令35号は、2020年5月15日より施行されます。以下では、政令35号に定められたいくつかの重要論点及び指針について述べます。

1. 企業買収の定義

競争法は、一定の経済集中(=日本では「企業結合」と呼ばれる概念と類似します)について当局に対する事前届出の対象とするとともに、特に競争の観点で懸念のある経済集中については、行為自体を禁止しています。経済集中は、吸収合併、新設合併、企業買収、及び合併企業の4つの類型により構成されること、このうち、企業買収について、何が企業買収に該当するのか競争法上は不明確でした。競争法は、企業買収を、ある企業による「別の企業の持分又は資産の、全部又は一部の、直接又は間接の」買収であって、「当該対象企業自体又は当該対象企業の事業目的を**管理又は支配**するのに十分なもの」と定義しています。この「管理又は支配」の意味するところが、競争法の文言上は必ずしも明らかではありませんでしたが、政令35号では、「管理又は支配」は、以下のいずれかの場合を意味するとされています。

- (a) ある企業が、被買収企業の50%を超える定款資本又は議決権付株式の所有権を取得する場合
- (b) ある企業が、対象企業の事業目的のいずれかのうち50%を超える資産の所有権又は使用権を取得する場合
- (c) 買収企業が、(A)過半数又は全ての取締役会メンバー、社員総会議長、又は社長若しくは総社長を、直接又は間接に、選任又は解任する権利を取得する場合、(B)対象企業の定款について変更又は追加を実施する権利を取得する場合、(C)対象企業の事業活動に関する重要な問題、すなわち、事業組織形態の選択、事業目的、事業の地理的範囲及び形態の選択、規模及び事業目的の調整、及び、対象企業の事業資本の調達、分配及び使用に関する形態及び方法の選択を決定する権利を取得する場合

政令35号で導入されたこの「管理又は支配」の新たな定義は、旧競争法令における定義よりも、明確である一方、広範なものとなっています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

2. 新たな届出基準

政令 35 号は、経済集中に関する事前通知が必要となる取引に関して、以下のとおり基準を規定しています。

- (a) 金融機関¹、保険会社又は証券会社ではない企業について：
- (i) 経済集中の実施が提案された直前の会計年度において、当該企業又は当該企業が属する関連企業グループ²のベトナム市場における総資産が 3 兆ベトナムドン(約 150 億円³)以上である場合
 - (ii) 経済集中の実施が提案された直前の会計年度において、当該企業又は当該企業が属する関連企業グループのベトナム市場における販売又は購入の総取引高が 3 兆ベトナムドン(約 150 億円)以上である場合
 - (iii) 経済集中の取引価値が 1 兆ドン(約 50 億円)以上である場合
 - (iv) 経済集中の実施が提案された直前の会計年度において、経済集中への参加を提案している企業の検討対象市場における合計市場シェアが 20%以上である場合
- (b) 金融機関、保険会社又は証券会社である企業について：
- (i) (A)経済集中の実施が提案された直前の会計年度において、保険会社若しくは当該保険会社が属する関連企業グループのベトナム市場における総資産、又は、証券会社若しくは当該証券会社が属する関連企業グループのベトナム市場における総資産が 15 兆ベトナムドン(約 750 億円)以上である場合、又は、(B)経済集中の実施が提案された直前の会計年度において、金融機関又は当該金融機関が属する関連企業グループのベトナム市場における総資産が、同年度のベトナム市場における金融機関システム全体の総資産の 20%以上である場合
 - (ii) (A)経済集中の実施が提案された直前の会計年度において、保険会社若しくは当該保険会社が属する関連企業グループのベトナム市場における販売又は購入の総取引高が 10 兆ベトナムドン(約 500 億円)以上である場合、(B)経済集中の実施が提案された直前の会計年度において、証券会社若しくは当該証券会社が属する関連企業グループのベトナム市場における販売又は購入の総取引高が 3 兆ベトナムドン(約 150 億円)以上である場合、又は、(C)経済集中の実施が提案された直前の会計年度において、金融機関又は当該金融機関が属する関連企業グループのベトナム市場における販売又は購入の総取引高が、同年度のベトナム市場における金融機関システム全体の総取引高の 20%以上である場合
 - (iii) (A)保険会社又は証券会社による経済集中に結び付く取引の取引価値が 3 兆ドン(約 150 億円)以上である場合、又は(B)金融機関による経済集中に結び付く取引の取引価値が、経済集中の実施が提案された直前の会計年度のベトナム市場における金融機関システム全体の総定款資本金額の 20%以上である場合
 - (iv) 経済集中の実施が提案された直前の会計年度において、経済集中に結び付く取引への参加を提案している企業の検討対象市場における合計市場シェアが 20%以上である場合

また、政令 35 号は、国外で行われる経済集中に関する届出基準についても明確化しています。具体的には、上記の基準のうち、2(a)(i)、(ii)、(iv)及び 2(b)(i)、(ii)、(iv)については、ベトナムの領地外で行われる経済集中についても適用されると規定されています。言い換えれば、2(a)(iii)及び 2(a)(iii)の取引価値の基準については、ベトナムの領地外で行われる経済集中には適用されません。

¹ 金融機関は、銀行、ノンバンク金融機関、マイクロファイナンス機関及び人民信用ファンドにより構成されます(金融機関法 4.1 条)。

² 関連企業グループに含まれる企業の範囲については、政令 35 号の 2 条 2 項に、"Group of enterprises affiliated regarding organization and finance (hereinafter abbreviated as group of affiliated enterprises) means a group of enterprises jointly subject to control and governance by one or more of the enterprises in the group or which have a common operational section."という定義があります。文言上、具体的にどの範囲の企業まで含まれるかは必ずしも明確ではなく、今後の競争当局の解釈・運用に注視が必要であると思われます。

³ ここでは便宜的に 1 円=200 ベトナムドンで計算しています。以下同じです。

3. 二段階の審査プロセス

競争法上、経済集中の管理は、2 段階の審査プロセスを経なければならないとされています。すなわち、予備審査(完全かつ有効な届出書類の受領日から 30 日間で行われる審査)及び正式審査(正式審査決定の日から 90 日間で行われる審査)の 2 段階です⁴。

政令 35 号では、正式審査は、以下のいずれかに該当する場合には不要とされています。

- (a) 経済集中の取引への参加を提案している企業の検討対象市場における合計市場シェアが 20%未満である場合
- (b) 経済集中の取引への参加を提案している企業の検討対象市場における合計市場シェアが 20%以上であるが、経済集中後のハーフィンダール・ハーシュマン指数(HHI: 検討対象市場における各企業の市場シェアの二乗の総和⁵)が 1,800 未満である場合
- (c) 経済集中の取引への参加を提案している企業の検討対象市場における合計市場シェアが 20%以上であり、経済集中後の HHI が 1,800 以上であるが、経済集中前後の HHI の増加が 100 未満である場合
- (d) 経済集中の取引への参加を提案している企業同士が、特定の商品・役務についての生産、販売及び供給網における垂直的な関係又はそれらの企業の事業目的が相互の供給又は相互補助の関係にある場合であって、それら企業の検討対象市場における合計市場シェアが 20%未満であるとき
- (e) 完全かつ有効な届出書類の NCC による受領後 30 日が経過した時点で、NCC が予備審査の結果に関する通知を发出しない場合

4. 競争制限効果の評価

政令 35 号は、競争制限的協定が著しい競争制限効果を有する又は有するおそれがあるか否かを判断するにあたり競争当局が評価しなければならない一定の基準について詳細を規定しています。これらの基準には、当該協定の当事者である企業の市場シェアが、当該協定に参加していない他の競争企業の市場シェアに占める割合の変化又は変化の傾向、研究開発、技術革新又は技術上の能力に与える制限、必要なインフラにアクセスし又は当該インフラを保有する能力の減少、当該協定の当事者である企業から商品・役務を購入する際又は関連する商品・役務を購入する際の顧客の側でのコスト又は時間の増加等の複数の要素が含まれます。

さらに、政令 35 号は、競争制限的協定が著しい競争制限効果を有する又は有する恐れがあるとはみなされない場合について定めています。すなわち、(i)同一の検討対象市場にある企業間での水平的協定の場合は、当該協定に参加する企業の合計市場シェアが 5%未満であるとき、又は(ii)特定の商品・役務についての同一の生産、販売及び供給網における異なる段階で事業を行っている企業間での垂直的協定の場合は、当該協定に参加する企業の各市場シェアがいずれも 15%未満であるときは、競争制限的協定が著しい競争制限効果を有する又は有するおそれがあるとはみなされないとしています。

政令 35 号は 2020 年 5 月 15 日より施行され、ベトナム国内外で行われる一定の取引に対して適用されます。政令 35 号では様々な点について対応がなされ、詳細が規定されていますが、例えば届出基準に連結/単体いずれの数値を用いられるのか、NCC が市場シェアを判断する際にどのような統計を用いるのか等、政令 35 号の解釈及び運用について不明確な点も残っています。したがって、政令 35 号に関する当局の今後の運用について注視が必要になります。

⁴ 競争法により、新たな政府機関である国家競争委員会(NCC)が創設されました。NCC は経済集中に結び付く取引の監視等を所管していますが、本稿執筆時点で、NCC は設立されていません。

⁵ 例えば、1 社が検討対象市場を独占している(市場シェア 100%)場合、HHI は $100 \times 100 = 10,000$ であり、3 社がシェアを分け合っている(1 位 50%、2 位 30%、3 位 20%)場合、HHI は $50 \times 50 + 30 \times 30 + 20 \times 20 = 2,500 + 900 + 400 = 3,800$ です。



ひろさわ たろう
廣澤 太郎

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ハノイ事務所代表
t.hirosawa@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。2011-2012年三井物産株式会社法務部出向、2013年デューク大学ロースクール卒業(LL.M.)。同年8月よりホーチミン事務所、同年11月よりハノイ事務所勤務。日系企業のベトナムへの進出案件(M&A(国営企業への出資案件含む)や現地パートナーとの合弁会社設立、不動産投資等)や、進出後の事業展開に関する業務(契約法務、コンプライアンス、労務、紛争等)に関し、幅広くアドバイスを提供している。



グエン ティ タン
Nguyen Thi Thanh
フォン
Huong

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 ベトナムカウンセラー
nguyen.thi.thanh.huong@jurists.jp

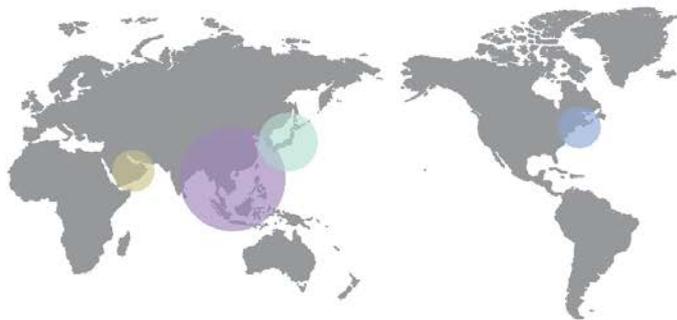
ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ハノイ市のYKVN法律事務所等約10年の実務経験を経て、2013年に西村あさひ法律事務所ハノイ事務所入所。



ながおか じゅんぺい
長岡 隼平

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 弁護士
j.nagaoka@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。2017年ベトナム外国弁護士登録。2016年1月に西村あさひ入所。2年間の東京オフィス勤務を経て、2018年4月よりハノイ駐在。ベトナム企業を対象とするM&Aや不動産案件、その他ベトナムにおける幅広い案件に従事。



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@jurists.jp
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。